

# 育児プランシート

休暇制度の詳細や必要な手続きについては、以下のデータベースを参照してください  
○休暇制度の詳細・・・「休暇制度DB」

① 出産予定日等を入力してください。出産後には出産日を入力してください。

出産予定日	出産日	※「R8.4.1」の形式で入力してください。	多胎妊娠
-------	-----	------------------------	------

② 利用できる休暇制度等の取得対象、取得可能期間等を確認してください。

※出産予定日のみ入力の場合は、出産日以降の日付は、出産予定日を出産日と仮定した場合の日付が表示されます。

所 属	
氏 名	性別

	妊娠	出産予定日 前14週間	出産予定日 前8週間	出産	出産後 2週間	出産後 8週間	1歳 (前日)	1歳6月 (前日)	3歳 (前日)	小学校 就学前	小学校 3年生	小学校 修了
女性のみ	○妊産婦の健康診査											
	○通勤時における母体保護											
	○妊娠中の休憩措置											
	○妊娠障害休暇 (原則14日)											
			○産前休暇		○産後休暇							
男性のみ	○育児参加休暇 (5日)											
	○配偶者出産休暇 (3日)											
男女共通	○育児休業 <給与影響あり>											
	○育児短時間勤務 <給与影響あり>											
	○部分休業、子育て部分休業 <給与影響あり>											
	○生児保育 (1日2回、各60分以内)											
	○乳幼児の健康診査、予防接種休暇 (必要な時間)											
	○家族休暇 (年3日)											
	○看護等休暇 (年5日、中学校就学前の子が2人以上の場合は10日)											
	○深夜勤務の制限											
	○時間外勤務の制限											
	○時間外勤務の免除											
○時差勤務 (教育部・県立学校のみ)										(教育部・夏季休業期間中の 県立学校)		

多胎妊娠の場合の特例

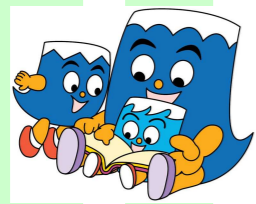
入院の日

育児参加休暇 5日と配偶者出産休暇 3日は完全取得できるように計画を立てましょう!

出産立会い、病院への入院・退院の付添い、出生届の提出などなど、やることはいっぱい!

R4.10.1~原則1回のみ取得できる育児休業が2回まで取得可能となりました。(これは別に、男性の場合、出産後8週間までの期間内で、2回まで育児休業を取得可能です(産後パパ育休))

女性は産後休暇終了後から、男性は子の出生後から利用できます



	取得できる期間	制度の概要等
女性のみ	妊産婦の健康診査 (妊娠中~出産後1年以内)	母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるため、妊娠週に応じた回数につき、1日の勤務時間内で必要と認める時間を取得できます。
	通勤時における母体保護 (妊娠中の期間)	妊娠中、通勤に利用する交通機関(自動車の運転を含む)の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合に、1日を通じて1時間以内で取得できます。勤務の始め又は終わりに一括して取得するほか、始め30分、終り30分のように分割取得もできます。
	妊娠中の休憩措置 (妊娠中の期間)	妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康維持に影響がある場合に、休息し、又は補食するために、正規の勤務時間の途中において分単位で取得することができます。
	妊娠障害休暇 (妊娠~産前休暇の前日)	つわり等のために勤務することが困難である場合に、一妊娠期間に14日以内(※)で取得できます。 ※医師の特別の指示があれば、この限りではありません。
	産前休暇 産後休暇 (予定日前8週間(※)~産後8週間)	【産前休暇】出産予定日の8週間前(※多胎妊娠の場合は14週間前)から出産日まで、本人の希望する日を開始日として取得できます。 【産後休暇】出産日より8週間(本人が求め、かつ、医師が認める場合にあっては6週間)経過する日までの休暇です。
男性のみ	育児参加休暇 (出産に係る子のために取得) (出産日~1年経過まで)	妻の出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合にあっては14週間前)から出産の日以後1年を経過するまでの期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(上の子)を養育する場合に5日以内で取得できます。 なお、産前期間中の休暇取得は、出産に係る子以外に、小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合に限りです。
	配偶者出産休暇 (入院の日~ (入院等の日~産後2週間)	職員の妻の出産に係る入院の日から、当該出産の日後2週間を経過する日までの期間に3日以内で取得できます。
男女共通	育児休業 (子が3歳になるまで)	3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日(誕生日の前日)までの間に取得することができます。 ※配偶者が育児休業を取得中の場合や、専業主婦(夫)であっても、取得できます。 ※育児休業期間中、給与は支給されません。(一定の場合には、共済組合から育児休業手当金が支給されます。) ※R4.10.1~育児休業が原則2回まで取得可能となりました。(これは別に、男性の場合、出産後8週間までの期間内で、2回まで育児休業を取得可能です。(産後パパ育休))
	育児短時間勤務 (小学校就学の始期に達するまで)	子が小学校就学の始期に達するまでの間に、次の形態の短時間勤務を選択することができます。 ①月~金に3時間55分ずつ(週19時間35分) ②月~金に4時間55分ずつ(週24時間35分) ③7時間45分の3日勤務(週23時間15分) ④7時間45分の2日勤務、3時間55分の1日勤務(週19時間25分) ※勤務時間数に応じて、給与が減額されます。
	部分休業、 子育て部分休業 (小学校就学の始期に達するまで) (小学校3年生の年度末まで)	子が小学校就学の始期に達するまで(子育て部分休業は、子が小学校3年生の年度末まで)の間に、第1号、第2号のいずれかを選択して取得できます。 第1号:1日2時間を超えない範囲(30分単位) 第2号:1年につき77時間30分(年10日相当、1時間単位) ※部分休業、子育て部分休業を取得した時間分、給与が減額されます。
	生児保育 (子が1歳6月になるまで)	生後1年6月未満の子について、授乳や託児所等への送迎を行うために、午前・午後の各1回、各々60分以内で取得できます。なお、所属長が必要と認める場合は、まとめて120分を取得することもできます。
	乳幼児の健康診査、 予防接種休暇 (小学校就学の始期に達するまで)	職員の保護する乳幼児が母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法に基づく予防接種を受ける場合において、当該職員の介助を必要とするとき1回につき、必要な時間を取得することができます。
	家族休暇 (右記のとおり)	子の在籍する学校等の行事への出席及び子の学校等の休業に伴う当該子の世話のために取得できます。 ※学校等⇒幼稚園・保育所・こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校(3学年まで)
	看護等休暇 (右記のとおり)	子の負傷・疾病のための看護(年齢制限なし)、中学校就学の始期に達するまでの子の健康診断・予防接種の世話、学校等※の行事への出席及び子の学校等の休業に伴う当該子の世話のために取得できます。 ※学校等⇒上記「家族休暇」の「学校等」と同じ (子が1人:年5日以内、中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上:年10日以内)
	深夜勤務の制限 (小学校就学の始期に達するまで)	職員の配偶者が深夜に育児を行うことができない場合(深夜に就業、病気、産休中など)に申請ができます。午後10時から翌午前5時までの勤務をしないことができます。
	時間外勤務の制限 (小学校就学の始期に達するまで)	1月24時間、1年150時間を超えて、時間外勤務をしないことができます。(災害その他やむを得ない事由に基づく臨時の勤務を除く。)
	時間外勤務の免除 (小学校就学の始期に達するまで)	時間外勤務をしないことができます。(災害その他やむを得ない事由に基づく臨時の勤務を除く。)
時差勤務 (県立学校の学期中⇒小学校就学の始期に達するまで、夏季休業期間⇒年齢制限なし)	それぞれ以下の幅で時差勤務をすることができます。 【教育部】勤務時間等を定める要綱の勤務の区分ごとの勤務時間 【県立学校】※試行 学期中:通常の始業15分前から終業15分後まで(15分単位) 夏季休業期間:通常の始業30分前から終業30分後まで(15分単位)	

# 育児プランシート

入力してください。  
(出産日前に入力する場合は「出産予定日」のみ入力)

① 出産予定日等を入力してください。出産後には出産日を入力してください。

出産予定日 R8. 10. 25 出産日            ※「R8. 4. 1」の形式で入力してください。 多胎妊娠

② 利用できる休暇制度等の取得対象、取得可能期間等を確認してください。

※出産予定日のみ入力の場合は、出産日以降の日付は、出産予定日を出産日と仮定した場合の日付が表示されます。

休暇制度の詳細や必要な手続きについては、以下のデータベースを参照してください  
○休暇制度の詳細・・・「休暇制度DB」

所 属	〇〇高等学校
氏 名	〇〇 〇〇
性 別	男

入力してください。

	妊娠	出産予定日 前14週間	出産予定日 前8週間	出産	出産後 2週間	出産後 8週間	1歳 (前日)	1歳6月 (前日)	3歳 (前日)	小学校 就学前	小学校 3年生	小学校 修了
		R8. 7. 20	R8. 8. 31	R8. 10. 25	R8. 11. 8	R8. 12. 20	R9. 10. 24	R10. 4. 24	R11. 10. 24	R15. 3. 31	R18. 3. 31	R21. 3. 31
女性のみ	〇妊産婦の健康診査											
	〇通勤時における母体保護											
	〇妊娠中の休憩措置											
	〇妊娠障害休暇(原則14日)											
					〇産前休暇	〇産後休暇						
男性のみ	〇育児参加休暇(5日)											
	〇配偶者出産休暇(3日)											
男女共通	〇育児休業 <給与影響あり>											
	〇育児短時間勤務 <給与影響あり>											
	〇部分休業、子育て部分休業 (1日2時間以内、30分単位) <給与影響あり>											
	〇生児保育 (1日2回、各60分以内)											
	〇乳幼児の健康診査、予防接種休暇 (必要な時間)											
	〇家族休暇 (年3日)											
	〇看護等休暇 (年5日、中学校就学前の子が2人以上の場合は10日)											
	〇深夜勤務の制限											
	〇時間外勤務の制限											
	〇時間外勤務の免除											
〇時差勤務(教育部・県立学校のみ)											(教育部・夏季休業期間中の 県立学校)	

入力した出産予定日又は出産日に応じて、日付が自動表示されますので、取得可能な休暇制度等及びその期間を確認してください。

性別を「男」とした場合には、女性のみが取得できる休暇制度は網掛けになります。(性別を「女」とした場合は、男性のみが取得できる休暇制度が網掛けになります。)

育児参加休暇5日と配偶者出産休暇3日は完全取得できるように計画を立てましょう!

出産立会い、病院への入院・退院の付添い、出生届の提出などなど、やることはいっぱい!

R4.10.1~原則1回のみ取得できる育児休業が2回まで取得可能となりました。(これは別に、男性の場合、出産後8週間までの期間内で、2回まで育児休業を取得可能です(産後パパ育児))

女性は産後休暇終了後から、男性は子の出生後から利用できます



	取得できる期間	制度の概要等
女性のみ	妊産婦の健康診査	妊娠～R9.10.24(妊娠中～出産後1年以内)
	通勤時における母体保護	妊娠～R8.10.24(妊娠中の期間)
	妊娠中の休憩措置	妊娠～R8.10.24(妊娠中の期間)
	妊娠障害休暇	妊娠～R8.10.24(妊娠～産前休暇の前日)
	産前休暇 産後休暇	R8.8.31～R8.12.20(予定日前8週間～産後1年経過まで)
男性のみ	育児参加休暇	R8.10.25～R9.10.24【出産に係る子のために取得(出産日～1年経過まで)】 R8.8.31～R9.10.24【上の子のために取得(予定日前8週間～産後1年経過まで)】
	配偶者出産休暇	入院の日～R8.11.8(入院等の日～産後2週間)
男女共通	育児休業	R8.10.25～R11.10.24(子が3歳になるまで)
	育児短時間勤務	R8.10.25～R15.3.31(小学校就学の始期に達するまで)
	部分休業、子育て部分休業	R8.10.25～R18.3.31(小学校就学の始期に達するまで)(小学校3年生の年度末まで)
	生児保育	R8.10.25～R10.4.24(子が1歳6月になるまで)
	乳幼児の健康診査、予防接種休暇	R8.10.25～R15.3.31(小学校就学の始期に達するまで)
	家族休暇	(右記のとおり)
	看護等休暇	(右記のとおり)
	深夜勤務の制限	R8.10.25～R15.3.31(小学校就学の始期に達するまで)
	時間外勤務の制限	R8.10.25～R15.3.31(小学校就学の始期に達するまで)
	時間外勤務の免除	R8.10.25～R15.3.31(小学校就学の始期に達するまで)
時差勤務	R8.10.25～R15.3.31(県立学校の学期中⇒小学校就学の始期に達するまで、夏季休業期間中⇒年齢制限なし)	

各種休業制度等と給与等への影響

【別紙2】

○:全額支給、△一部支給、×:不支給

		育児休業	育児短時間勤務	部分休業、 子育て部分休業	【問合せ】 ※学校教職員 は事務室を通じ 問合せのこと
制度概要		子が満3歳に達するまでの間休業	子が小学校に入学するまでの間、短時間勤務 (週19時間35分～週24時間35分)を選択	子が小学校3年生の年度末までの間、1日2 時間を超えない範囲で休業	
給与	給料・ 地域手当等	×	△ (勤務しない時間・休業を取得した時間に相当する給与額を減額)		教育総務課 給与班 054-221-3108
	扶養手当	×	○	○	
	住居手当	×	○	○	
	通勤手当	×	○ ※交通用具利用の場合、 通勤所要回数により減額あり	○	
	期末手当	△ (育児期間の1/2の期間を在職期間から除算) ※育児期間が1か月以内・・・除算なし (期間の全部が子の出生後8週間以内の期間にある育児期間とそれ以外の期間 の育児期間は合算せず、それぞれの期間内で1か月以内であれば除算なし) ※育児期間が基準日前6か月以上・・・支給なし	△ (勤務しない時間に相当する期間の 1/2を在職期間から除算)	○	
勤勉手当	△ (育児期間の全期間を在職期間から除算) ※育児期間が1か月以内・・・除算なし (期間の全部が子の出生後8週間以内の期間にある育児期間とそれ以外の期 間の育児期間は合算せず、それぞれの期間内で1か月以内であれば除算なし) ※育児期間が基準日前6か月以上・・・支給なし	△ (勤務しない時間に相当する期間を 勤務期間から除算)	△ (取得期間が232.5時間(30日:1日7時間45 分で換算)を超えた場合、休業を取得した時 間に相当する期間を在職期間から除算)		
退職手当	△ (育児期間の1/2(子が1歳に達するまでは1/3)の期間を勤続期間から除算)	△ (その期間の1/3の期間を勤続期間から除算)	○		
昇給	影響なし(復職時に育児期間を100分の100で換算して調整)	影響なし(通常どおり昇給)	影響なし(通常どおり昇給)		

共済組合	手当金	<p align="center"><b>育児休業手当金、育児休業支援手当金が支給</b></p> <p>《育児休業手当金》 子が原則1歳に達する日まで支給(父母共に育児休業取得の場合も共に受給可) 【休業開始から180日までの期間】標準報酬日額の67%(上限あり) 【残りの期間】標準報酬日額の50%(上限あり) ※「パパママ育休プラス」制度により、当該組合員とその配偶者がともに(交互に取る場合を含む)育児休業を取得した場合、その子が1歳2ヶ月に達する日まで父母のいずれか一方の育児休業手当金の支給可能期間を延長することができる(ただし、当制度において支給期間は1年間が上限…母親の場合、その子の産休期間を含め1年間) ※その他、保育所入所待機等の事情による育休延長に伴う支給期間延長制度あり</p> <p>《育児休業支援手当金》 対象期間※内に父母共に育児休業を14日以上取得している場合に、育児休業の期間が28日に達する日まで支給(標準報酬日額の13%) なお、配偶者がいない場合、配偶者が雇用される労働者でない場合、配偶者が産後休業中等の場合には配偶者の育児休業の取得を必要としない ※【組合員が男性又は子が養子】 子の出生日から56日を経過する日の翌日まで 【組合員が女性かつ子が養子ではない】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>子の誕生日が</th> <th>いつから</th> <th>いつまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出産予定日より前</td> <td>子の誕生日</td> <td>出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日</td> </tr> <tr> <td>出産予定日と同日</td> <td>子の誕生日</td> <td>子の誕生日から起算して112日を経過する日の翌日</td> </tr> <tr> <td>出産予定日より後</td> <td>出産予定日</td> <td>子の誕生日から起算して112日を経過する日の翌日</td> </tr> </tbody> </table>	子の誕生日が	いつから	いつまで	出産予定日より前	子の誕生日	出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日	出産予定日と同日	子の誕生日	子の誕生日から起算して112日を経過する日の翌日	出産予定日より後	出産予定日	子の誕生日から起算して112日を経過する日の翌日	<p align="center"><b>育児時短勤務手当金が支給</b></p> <p>子が2歳に到達する日の前日の属する月まで支給 期間1月につき、当月の報酬の額の最大10%(上限あり)</p> <p>※1 当月の報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額額の90%以上であるときは、10%から一定の額を減じた額に調整</p> <p>※2 次のいずれかに該当する場合は、その月の育児時短勤務手当金は給付されない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当月の報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額額の100%以上であるとき</li> <li>・当月の報酬の額が、支給限度額以上であるとき</li> <li>・当月の育児時短勤務手当金の額が、最低限度額を越えないとき</li> <li>・雇用保険法の規定による育児時短就業給付金等を受けることができるとき</li> <li>・子が死亡したとき</li> <li>・子の離縁又は養子縁組の取消となったとき</li> <li>・子が他の者の養子となったとき、その他の事情により子と同居しないこととなったとき</li> <li>・組合員との特別養子縁組の成立の審判が確定することなく終了したとき</li> <li>・養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたとき</li> <li>・組合員の疾病等により、子を養育することができなくなったとき</li> <li>・産前産後休業、介護休業又は育児休業が始まったとき</li> <li>・新たな育児時短勤務をする期間が始まったとき</li> <li>・子が2歳に達したとき</li> </ul>	<p align="center">公立学校 共済組合 静岡支部 給付担当 054-221-3135</p>
	子の誕生日が	いつから	いつまで													
出産予定日より前	子の誕生日	出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日														
出産予定日と同日	子の誕生日	子の誕生日から起算して112日を経過する日の翌日														
出産予定日より後	出産予定日	子の誕生日から起算して112日を経過する日の翌日														
掛金	<p align="center"><b>免除制度あり</b></p> <p>《例月給与》下記1、2の<b>いずれかに該当</b>する場合に免除。 1 月末時点で育児休業中であること。 2 育児休業を開始した月に育児休業が終了する場合で、その育児休業の期間が14日以上であること。</p> <p>《期末勤勉手当》下記1、2の<b>いずれにも該当</b>する場合に免除。 1 期末勤勉手当の支給月の末日時点で育児休業中であること。 2 育児休業の期間が1か月を超えていること。</p>	<p>標準報酬月額に掛金率を乗じて算出</p> <p>※育児休業終了後、給料等が一定以上低下した場合は、「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を提出することにより、標準報酬月額額の減額改定が行われる。 また、標準報酬月額額の減額改定があった場合には、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出することにより、年金額を計算する際に用いる標準報酬月額を減額前の標準報酬月額にし、計算が行われる。</p>	<p align="center">公立学校 共済組合 静岡支部 管理担当 054-221-3137</p>													
互助組合	<p align="center"><b>免除制度あり</b></p> <p>当該月の1日現在又は、当該月に休業等の開始日から終了日までの日数が14日以上育児休業を取得した場合は、その月の掛金は免除</p>	<p>給料月額1000分の15 任用期間の定めがある職員は、給料月額1000分の6</p>	<p>給料月額1000分の15 任用期間の定めがある職員は、給料月額1000分の6</p>	<p align="center">(一財) 静岡県 教職員 互助組合 054-254-3626</p>												